

後期高齢者医療制度における窓口負担割合2割の新設について

1 背景・概要

後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の方を対象としているが、今後、団塊の世代が後期高齢者に移行し、被保険者数及び医療費が増加していく中、持続可能な医療保険制度を維持していくことが求められている。

そこで「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月に公布された。これにより、後期高齢者が医療機関等の窓口で支払う自己負担割合について、1割負担の方のうち、一定以上所得のある方は、自己負担割合を「2割」とすることとなり、後期高齢者医療制度の自己負担割合は1割・2割・3割の3区分になる。

2 施行期日

令和4年10月1日

3 窓口負担割合の判定基準

自己負担割合	現 行	10月1日以降
3割	同じ世帯の被保険者の中に課税所得が145万円以上の方がいる	同左
2割		以下の(1)(2)の両方に該当する (1)同じ世帯の被保険者の中に課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる (2)「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が、 <ul style="list-style-type: none">・ 被保険者が1人の場合 200万円以上・ 被保険者が2人以上の場合 合計320万円以上
1割	同じ世帯の被保険者全員がいずれも課税所得145万円未満	同じ世帯の被保険者全員の課税所得がいずれも28万円未満 または上記(1)に該当するが(2)には該当しない(なお住民税非課税世帯の方は1割負担)

4 本区における「窓口負担割合2割」の該当者数（見込み）

厚生労働省によれば、全国の被保険者の約20%が該当すると試算されているため、本区の場合に換算すると6,070人が該当すると見込まれる。

本年4月1日現在の本区の被保険者数30,354人×20% 6,070人

5 「窓口負担割合2割」該当者への配慮措置

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、自己負担割合が「2割」となる方の外来医療の負担増加額の上限を1か月当たり最大3,000円までに抑える。3,000円を超えて支払った分は高額療養費と同様の口座へ振り込む。

なお、口座登録が済んでいない方には、本年秋頃に広域連合から申請書が送付される予定である。

6 保険証の一斉更新に係る発送日等

現行の負担割合による保険証の有効期限は本年7月31日であるため、本来であれば本年8月1日から2年間有効の新しい保険証を発送するところであるが、10月からの窓口2割負担の新設に伴い、保険証の一斉更新（発送）を下記のとおり2回行うこととなる。

	保険証発送日	有効期間
1回目	7月7日頃	令和4年 8月1日～令和4年9月30日
2回目	9月8日頃	令和4年10月1日～令和6年7月31日

7 「窓口負担割合2割」新設等の周知方法

すでに区報（4月11日号及び6月21日号）やホームページ（区及び広域連合）で周知している。

また、今後、東京いきいき通信（広域連合から新聞折り込み等により7月2日及び9月に発行）や、再度区報（8月21日号）で周知するほか、厚生労働省や広域連合作成のポスターを区の高齢者施設等に掲示する予定である。

併せて、厚生労働省及び広域連合のコールセンターで、随時問合せ等に対応する。